

京都府における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る対応について

1 発生の概要

(1) 発生農場 京都府亀岡市 採卵鶏農場（約28万羽）

(2) 経過

12月23日（火）	京都府より簡易検査において陽性を確認したとの情報
12月24日（水）9:00	農林水産省と協議の結果、疑似患畜決定 大阪府内的一部に移動制限区域、搬出制限区域、野鳥監視重点区域の設定、消毒ポイントの設置
12月30日（火）	京都府の防疫措置完了
1月10日（土）	搬出制限区域解除（監視強化区域へ移行）、消毒ポイント閉鎖
1月21日（木）	移動制限区域解除（監視強化区域へ移行）

2 大阪府の対応の概要

(1) 移動制限区域、搬出制限区域、野鳥監視重点区域の設定

区域	家きん農場数	飼養羽数
移動制限区域（半径3km以内）	0戸	0羽
搬出制限区域（半径10km以内）	3戸	5,020羽
野鳥監視重点区域（半径10km以内）	死亡野鳥等の監視を強化	

※家きん農場から制限期間中、毎日死亡羽数の報告徴求を実施

(2) 消毒ポイントの設置・運営（1箇所）

i. 設置場所

能勢町役場（能勢町宿野28）

ii. 運営時間

消毒実施時間：12月24日から1月9日（午前9時から午後5時まで）

iii. 対象車両

畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連資材の運搬車両、畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等

実施台数：延べ15台

※12月25日から民間業者へ運営委託

3 今後の予定

1月28日 監視強化区域、野鳥監視重点区域の解除

＜参考＞

移動制限区域：生きた家きん、卵、敷料、飼料、排泄物などの区域外への移動が原則禁止

搬出制限区域：生きた家きん等の区域内での移動や区域内への移動は可能だが、区域外への搬出（持ち出し）が禁止

監視強化区域：搬出及び移動制限区域が解除された後に、一定期間、本病の発生を監視し感染拡大を防ぐために設定される区域